

墨田区在宅療養支援病床確保事業について

墨田区では、在宅療養を要する高齢者やそのご家族が地域で安心して生活し、医療介護福祉従事者が不安なく在宅療養に携われるために、病状の急変時※等に速やかに入院治療を受けるための病床を確保しています。

※意識障害・呼吸困難・体のけいれん等、ただちに救急車を呼ばなければならない状態は、この事業の利用ではなく、**119番通報**してください。

1 利用対象者 次の(1)・(2)・(3)のいずれにも該当する方

- (1) 在宅療養中の18歳以上の区民
- (2) かかりつけ医(在宅医)や訪問看護師による定期的な管理及び指導を受けている方
- (3) かかりつけ医が救急搬送を要請する状態ではないが一時的に入院の必要があると認める方
ただし、以下の場合は除外する
- (4) 長期的な入院を利用目的とする場合
- (5) 委託先病院での医療または介護が著しく困難と認められる場合
- (6) 委託先病院が診療報酬の在宅患者緊急入院診療加算(入院初日2,500点)を算定した場合

2 利用できる病院

南部：同愛記念病院 墨田区横網 2-1-11

北部：東京都済生会向島病院 墨田区八広 1-5-10



3 利用手続き

- (1) かかりつけ医または訪問の看護師にご相談ください。
かかりつけ医が在宅療養のご本人の病状を確認して、病院へ電話で申し込みます。
- (2) 病院へ電話での入院申込後、療養者本人様が「墨田区在宅療養支援病床利用申請書」を記入し(代筆可)、入院時に病院にご提出ください。

4 申請書入手方法

- ① かかりつけ医、訪問看護師から ※墨田区内の医療機関には申込書を配布しています
- ② 墨田区ホームページからPDF書式をダウンロード

5 利用期間

入院した日から起算して14日以内

※14日を超える入院治療となった場合は、指定病院の指示に従ってください。

6 利用料金

通常の入院と同じです。

健康保険等を利用し、自己負担金部分及び健康保険適用外の費用は利用者の負担となります。

入院に係る移送費についても利用者の負担となります、

※利用する病床は指定病院の指示に従ってください。

(一般室〈差額ベッド代のかからない部屋〉ご希望で満床の場合には、有料室となりますが、差額ベッド代はかかりません。)